

総務省における関連の政策動向

令和7年12月2日
事務局

自動運転の推進地域において、携帯電話網による自動運転車両への遠隔監視等のための携帯基地局の高度化（5G SA※化）を支援

※5GSA (Stand-Alone) : 高速大容量・低遅延・多数同時接続など5Gの機能・性能を最大限発揮できる方式



道路交通法により、無人自動運転を行う場合は、自動運転車両の周囲の道路・交通の状況及び自動運転車両の状況を、映像及び音声により確認することができる遠隔監視装置を設置することが義務付けられており、携帯電話網による安定的な通信が必要

自動運転の推進地域
における通信事業者による
携帯基地局の高度化
(5G SA化) 支援を拡充

◎「強い経済」を実現する総合経済対策 ～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化

(地域交通の維持・物流体制維持への支援)

地方の生活と産業を支える地域交通については、…(中略)…自動運転の早期の社会実装・事業化及び運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築等に向けた取組を推進する。

物流については、…(中略)…「デジタルライフライン全国総合整備計画」等に基づき、早期実施プロジェクトの成果も踏まえ、高速道路における自動運転トラック導入や自動運転サービス支援道の実装に向けた取組、…(中略)…等のデジタルライフラインの全国展開を加速する。

施策例(中略)

・自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業(総務省)

背景・経緯

- 我が国では、700MHz帯の電波を使用した「車と車」や「車と道路」の通信により、ドライバーの安全・快適な運転を支援するITS通信システムが導入され、すでに一般車や救急車等への搭載が進展。
- 同システムとして道路上に設置される無線局については、導入当初は警察庁による設置・運用を前提としていたため、**現行の電波法関係審査基準では当該無線局の免許人は警察庁のみを規定。**
- 近年、**自動運転の実現に向けた対応が急務**となる中、**警察庁を含む関係省庁における検討状況**^{※1}や**民間事業者等のニーズ・提言**^{※2}等を踏まえ、また、**電波の有効利用の観点からも、多様の主体による700MHz帯ITS通信の有効活用を推進することが必要な状況。**

※1 警察庁の「協調型自動運転システムへの情報提供等の在り方に関する検討報告書」(令和5年3月)において、現在及び将来における自動運転の状況を見据えた信号情報の提供方法等に関する今後の在り方(～2030年頃)について、「信号情報提供が有効な場面が限定される上、交通安全施設等の老朽化等の現況も踏まえると、警察が施設を大規模に整備することは現実的でない。現在、主に警察がITS 無線路側機を整備することを前提に制度設計されているが、今後は民間事業者によるITS 用電波(760MHz帯)の利用拡大について検討する。」との提言。

国交省・警察庁・総務省による共同設置・開催の「自動運転インフラ検討会 第3回会合」(令和7年7月)において、警察庁から「ITS用電波(760MHz帯)による信号情報の提供促進を図るため、民間事業者による利用の拡大について、総務省とともに引き続き検討する。」との説明。

※2 特定非営利活動法人ITS Japanの政策提言において、「現状、ITS ConnectのITS路側機は都道府県警に設置・運用いただいておりますが、ITS路側機の設置拡大が進んでいない状況です。～(中略)～ 自動運転や安全運転支援など多様なニーズにこたえるため、設置・運用・維持管理能力や条件を満たす民間の他の公的組織がITS路側機の設置・運用が可能となる制度の早期整備が必要であると考えます。」との提言。

改正案の概要

<電波法関係審査基準(訓令)の改正>

- **700MHz帯ITS通信に係る無線局の免許人の範囲を、「国、地方公共団体及び事業者等」とする。**
- 免許の審査要件として、**同一の周波数帯を使用する他の無線局に混信の影響を与えないように必要な措置を講ずることを追加する。**

スケジュール等

- 本案について、総務省において**令和7年11月5日に公表(報道発表)**、同年11月6日～12月5日まで意見募集中。
- 意見募集の結果を踏まえて今後速やかに改正を行う予定。

自動運転の実現に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る制度整備 (周波数割当計画の一部を変更する告示案等)

背景・経緯

- 人口減少や少子高齢化等を背景として、地域の公共交通や物流の安定的・効率的な提供が課題である中、我が国では、自動運転の実現に向けた取組を政府全体で推進しており、これを支える通信環境の確保やインフラ整備への対応が急務。
- 総務省では、「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」(令和5年度補正予算)を活用して、**5.9GHz帯において自動運転支援のためのV2X通信システムを導入するための既存無線局の周波数変更を東名阪地域を中心として順次進めている。**
- 5.9GHz帯に係る今後の全国的な周波数変更**については、総務省において、第217回国会で成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」による改正後の**電波法第71条の2に基づく特定周波数変更対策業務により実施すること**としており、当該業務により周波数変更を実施するためには、**電波法上、既存無線局に係る使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等の制度整備が必要。**

制度整備の全体像と概要

(1) 周波数割当計画(告示)の変更

- ・特定周波数変更対策業務を実施するための要件(電波法第71条の2第1項第1号のうちイ及びハ)を満たすため、
 - ①**5888-5925MHzの放送事業用固定業務への周波数割当について、使用期限を設定。**
 - ②**5888-5925MHzの移動業務について、V2X通信システムへの周波数割当を可能とするための公共業務用及び一般業務用を追加。**

(2) 第一号新規開設局を定める告示の制定

- ・特定周波数変更対策業務を実施するための要件(電波法第71条の2第1項第1号のうちハ)を満たすため、**特定周波数変更対策業務により導入する「第一号新規開設局」として、(1)②で割当を追加した5895-5925MHzの周波数を使用する無線局を規定。**

(3) 電波法関係審査基準(訓令)の改正

- ・(1)の使用期限に先んじて、**5888-5925MHz帯の放送事業用固定業務の無線局の周波数変更が先行的に完了する予定の地域(東北、関東、東海、近畿)においては、V2X通信システムの先行的な導入を円滑に進めるため、別表の地域周波数利用計画策定基準一覧表において、5895-5925MHz帯に係る自動運転等支援用V2X通信用無線局について、令和10年4月1日からは総合通信局等による周波数指定を可能とすること等を規定するとともに、自動運転等支援用V2X通信用無線局に係る通信事項等を規定。**

スケジュール等

- 本案について、総務省において**令和7年11月14日に公表(報道発表)、同年11月15日～12月15日まで意見募集中。**
- 意見募集の結果を踏まえ、令和7年度内を目途に、電波監理審議会への諮問及び同審議会からの答申を踏まえた制度整備を行うとともに、電波法第71条の3に基づく指定周波数変更対策機関の指定等、制度整備に関連する所要の手続を進める予定。

○電波法

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、次の各号に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画（以下「周波数割当計画等」という。）の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、当該各号に定める工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数変更対策業務」という。）を行うことができる。

一 次のイからハまでのいずれにも該当すること ハに規定する周波数若しくは空中線電力の変更又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事

イ **特定の無線局区分**（無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分（以下この号において「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下この号において「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

ロ 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（ハにおいて「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分（以下このロにおいて「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

ハ 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下このハ及び第百三条の二第九項において「**第一号新規開設局**」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当ててことを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局（以下「**第一号既開設局**」という。）が第一号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第一号既開設局の周波数若しくは空中線電力の変更（第一号既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更）に限り、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。）又は第一号既開設局の無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。）への変更をすることが可能なものであること。

二 (略)

2 (略)

(指定周波数変更対策機関)

第七十一条の三 総務大臣は、その指定する者（以下「指定周波数変更対策機関」という。）に、特定周波数変更対策業務を行わせることができる。

2 指定周波数変更対策機関の指定は、特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画等の変更ごとに一を限り、特定周波数変更対策業務を行うおうとする者の申請により行う。

(略)